○独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程

（平成19年４月１日
住機規程第30号）

令和７年３月28日　住機規程第31号改正

目次

第１章　総則（第１条ー第３条）
第２章　基本給（第４条ー第10条）
第３章　諸手当（第11条ー第20条）
第４章　給与の支給方法（第21条ー第26条）
第５章　補則（第27条ー第37条）
附則

第１章　総則

（適用）

第１条　独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第２条第１項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第２条　理事長は、この規程に基づいて、職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第３条　職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　基本給　本俸及び家族加給

二　諸手当　役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当

第２章　基本給

（本俸）

第４条　職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び職責の程度並びに転勤の有無に応じて決定するものとし、本俸の月額は、基礎月額に転勤プレミアム月額を加算したものとする。

２　本俸の月額は、職員それぞれの職務及び転勤の有無に応じて、次の各号に掲げる本俸表の本俸月額における等級の項に定める号俸の額とする。

一　総合職本俸表（別表第１）

二　エリア総合職本俸表（別表第２）

三　削除

四　専任職本俸表（別表第４）

五　エリア専任職本俸表（別表第５）

３　前項の規定にかかわらず、職員就業規則第 38 条第１項第１号に規定する勤務地の配慮を受けた職員のうち次の各号に掲げる者の本俸の月額は、前項各号に掲げる本俸表の基礎月額における等級の項に定める号俸の額とする。

一　勤務地の配慮を受けた期間が通算して３年（次号及び第３号に規定する期間中に勤務地の配慮を受けた期間を除く。）を超えて、引き続き当該配慮を受ける者

二　機構に採用された日から５年を経過していない者

三　独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成 19 年住機規程第３号。以下「職種職位規程」という。）第８条第２項の規定により職種の転換をした日から４年を経過した日の属する年度の年度末を経過していない者

４　第２項の各本俸表及び各本俸表の等級の項の適用される職員の範囲は、職種職位規程別表（シニアアソシエイト職を除く。）に定めるところによる。

（新たに採用した職員の本俸）

第５条　新たに採用した職員の本俸は、能力、経験年数等を勘案して決定する。

２　前項の決定について必要な事項は、理事長（第 11 条第１項第１号に掲げる職員以外の職員の場合は、総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。）。）がその都度定める。

（本俸表の適用変更等）

第６条　職種職位規程第８条第１項及び第２項に規定する職種の転換をする場合又は職員に適用される本俸表の等級の項が同一本俸表の他の等級の項に異動する場合における本俸の月額については、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給等）

第７条　職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12 月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、役員が実施細則に定めるところにより上位の号

俸に昇給させることができる。

２　前項の場合のほか、特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。

３　前２項の規定にかかわらず、次条本文に定める昇給の時期以外の日に採用された職員、本俸の月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸より３号俸下位の号俸から１号俸下位の号俸までの号俸である職員（その者が同一の本俸表を適用される場合に限る。）及び当該昇給の時期の前 12 月間において独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成 19 年住機規程第 26 号。以下「人事考課実施規程」という。）第 10 条第２項に基づき能力評定を実施しなかった職員の昇給の取扱いについては、役員が実施細則に定めるところによる。

４　職員の本俸月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸である場合には、その者が同一の本俸表の等級の項を適用される間は、昇給しない。

５　第１項から第３項までの規定にかかわらず、別表第４及び別表第５が適用される職員については、昇給しない。

（昇給の時期）

第８条　職員（別表第４及び別表第５が適用される職員を除く。）の昇給の時期は、４月１日とする。ただし、次条の規定による昇給その他理事長が特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給の特例）

第９条　職員が危難を顧みず、その職務を遂行したため、死亡し、著しい障害の状態となり、疾病にかかったときその他理事長が特に必要があると認めるときは、第７条第１項から第３項まで及び第５項の規定にかかわらず、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。

（家族加給）

第 10 条　職員で扶養親族を有するものには、家族加給を支給する。

２　前項の扶養親族（以下単に「扶養家族」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。

一　配偶者（性別を問わず婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二　満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子

三　満 60 歳以上の父母及び祖父母並びに満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある孫及び弟妹

四　父が死亡したとき又は父が満 60 歳以上であるときの満 60 歳未満の無職の母

五　重度の心身障害者

3　家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第１号に該当する扶養親族　3,000 円（別表第１及び別表第２の６等級及び７等級の項が適用される職員にあっては、０円）

二　前項第２号に該当する扶養親族　１人につき 11,500 円

三　前項第３号から第５号までに該当する扶養親族　１人につき 6,500 円（別表第１及び別表第２の６等級の項が適用される職員にあっては 3,500 円、７等級の項が適用される職員にあっては０円）

4　扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族加給の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　新たに採用した職員に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を総務人事部長に対して届け出なければならない。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第２項第２号又は第３号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6　第２項に規定する扶養親族の認定及び第５項に規定する扶養親族に関する届出について必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第３章　諸手当

（役職手当）

第 11 条　役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める職にある者に対して支給する。

一　別表第１及び別表第２の５等級から７等級までの項が適用される職員　別表第６のイに定める職

二　別表第１及び別表第２の１等級から４等級までの項が適用される職員　別表第６のロに定める職

三　別表第４又は別表第５が適用される職員　別表第６のハに定める職

２　役職手当の月額は、前項第１号に該当する職員にあっては別表第６のイに定める額と、同項第２号に該当する職員にあっては別表第６のロに定める額と、同項第３号に該当する職員にあっては別表第６のハに定める額とする。

３　前２項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（特別都市手当）

第 12 条　特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

２　特別都市手当の月額は、本俸、家族加給及び役職手当の月額の合計額（以下「特別都市手当の基礎額」という。）に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　東京都特別区　100 分の 12

二　大阪市　100 分の９

三　横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市　100 分の６

四　広島市及び福岡市　100 分の４

３　第１項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域（以下「在勤地域」という。）を異にして異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き６月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。）において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合（役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動

前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における在勤地域が第１項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前２項の規定にかかわらず、当該異動の日から３年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から３年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一　当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二　前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後２年を経過する日までの期間　異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

三　前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後３年を経過する日までの期間　異動前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た割合

４　国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第９条の２に規定する法人その他これに準ずる法人で役員が実施細則に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者が、引き続き職員となり、第２項各号に掲げる割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員に対して、役員が実施細則に定めるところにより、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。

５　前各項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第 13 条　削除

（時間外勤務手当）

第 14 条　職員就業規則第 20 条に規定する者以外の職員で時間外勤務（職員就業規則第 13 条第１項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）、休日勤務（職員就業規則第 19 条第１項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。）又は１週間の勤務時

間が 40 時間に達した後に行う勤務（職員就業規則第 10 条に規定する勤務時間の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする１週間について 40 時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。）を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は１週間の勤務時間が 40 時間に達した後に行う勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

一　勤務時間が午後 10 時から翌日の午前５時までの間（以下この条において「深夜時間」という。）以外である時間外勤務（第５号に掲げる勤務を除く。）	100 分の 125
二　勤務時間が深夜時間である時間外勤務（第６号に掲げる勤務を除く。）	100 分の 150
三　勤務時間が深夜時間以外である休日勤務（第５号に掲げる勤務を除く。）	100 分の 135
四　勤務時間が深夜時間である休日勤務(第６号に掲げる勤務を除く。）	100 分の 160
五　勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務（職員就業規則第 18 条第４項に規定する日（以下「法定休日」という。）における休日勤務を除く。）のうち、前各号に掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が 73 時間に達した後に行われるもの	100 分の 150
六　勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務（法定休日における休日勤務を除く。）のうち、第１号から第４号までに掲げる勤務（法定休日における休日勤務除く。）の合計時間が 73 時間に達した後に行われるもの	100 分の 175
七　１週間の勤務時間が 40 時間に達した後に行う勤務	100 分の 25

２　職員就業規則第 20 条に規定する者で前項第２号又は第４号に掲げる時間外勤務又は休日勤務を行ったものに対しては、時間外勤務又は休日勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に前項第２号又は第４号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給し、勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務又は休日勤務である場合は、時間外勤務手当を支

給しない。

3　前２項に規定する勤務１時間当たりの給与額は、本俸の月額、役職手当の月額及び第 12 条第２項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（第 18 条の規定により寒冷地手当を支給される職員にあっては、毎年 11 月１日から翌年３月 31 日までの間は、当該手当の月額を加算した額）に 12 を乗じ、その額を１年間の勤務時間で除して得た額とする。

（住居手当）

第 15 条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程（平成 19 年住機規程第 32 号）第５条の規定により宿舎を貸与されている職員その他役員が実施細則に定める職員を除く。）

二　第 17 条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程第２条に規定する宿舎その他役員が実施細則に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又は当該職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員

2　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額（第１号及び第２号に掲げる職員のうち第３号に掲げる職員でもあるものについては、第１号又は第２号に掲げる額及び第３号に掲げる額の合計額）とする。

一　前項第１号に掲げる職員のうち月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から 16,000 円を控除した額
二　前項第１号に掲げる職員のうち月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から 27,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）に 11,000 円を加算した額

三　前項第２号に掲げる職員　　第１号又は前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（通勤手当）

第 16 条　通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）の規定を踏まえて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

（単身赴任手当）

第 17 条　単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず配偶者との別居の事情が子の養育、家族の介護等役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により総務人事部長が認める場合は、単身赴任手当を支給することができる。

３　単身赴任手当の月額は、30,000 円（役員が実施細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が役員が実施細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて役員が実施細則に定める額を加算した額）とする。

４　国家公務員等であった者から引き続き職員となり、又は新たに採用され職員となり、これらに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となる直前の住居から職員となった直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を

考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して役員が実施細則に定める職員に限る。）その他第１項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

５　前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（寒冷地手当）

第 18 条　寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

（期末手当）

第 19 条　期末手当は、職員（別表第４及び別表第５が適用される職員を除く。）が６月１日又は 12 月１日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第 12 条第２項の規定中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員がその都度定める割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める在職期間の割合を乗じて得た額を支給する。

２　前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（勤勉手当）

第 20 条　勤勉手当は、職員が基準日において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第 12 条第２項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

２　独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成 29 年住機規程第 83 号）第３条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第１条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決

定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12 月１日を基準日として支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。

３　専任職本俸表又はエリア専任職本俸表が適用される職員（基準日に在職する者に限る。）のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（人事考課実施規程第３条第３項に規定する能力評定をいう。）の評語（人事考課実施規程第７条第２項に規定する評語をいう。）がいずれもＡであった者に対しては、第１項の額に 30,000 円を加算し、いずれもＣであった者に対しては、同項の額から 30,000 円を減算して支給する。

４　前３項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第４章　給与の支給方法

（給与の支払）

第 21 条　職員（次項に規定する職員を除く。次条及び第 25 条において同じ。）の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接職員に支払うものとする。

２　あらかじめ期間を定めて機構以外の法人から出向して在職している職員に対する給与の支払については、当該職員の出向元の法人と機構との間の取り決めによるものとする。

３　職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。

４　前３項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（給与の支給日）

第 22 条　職員の本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、当月分を毎月 20 日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

２　職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。

３　職員の通勤手当は、一般職給与法第 12 条第８項の規定に準じて同項に規定する

支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

4　職員の期末手当及び勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。

5　前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（採用、退職等の場合の給与の支給）

第23条　月の初日以外の日において新たに採用した職員には、その日から本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

2　月の初日以外の日において昇給等により本俸の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

3　職員が、職員就業規則第44条若しくは第45条（第4号を除く。）の規定により退職し、又は職員就業規則第48条若しくは第49条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

4　職員が、職員就業規則第45条第4号に該当し、同条の規定により退職した場合には、その者の退職した日の属する月の末日までの給与（時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。

5　前各項に規定するもののほか、新たに採用した職員及び退職し、又は解雇された職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（日割りによる給与の計算）

第24条　前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき（同条第1項又は第2項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外のとき（同条第2項又は第3項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から職員就業規則第18条に規定する休日を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。昇級等により本俸の額に異動を生じた職員に係る異動前の本俸又は役職手当の支給の計算についても同様とする。

2　前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、本俸又は役職手当の月額をそれぞれ前項の規定による本俸又は役職手当の額として計算した特別都市手当の基礎額に第12条第2項及び第3項に規定する特別都市

手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。

３　前２項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（給与の非常時払）

第25条　職員が、支給定日前であっても、職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。

２　前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

（家族加給の支給）

第26条　家族加給は、新たに採用した職員に扶養親族がある場合はその者が職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者又はその額を増加する要件を備えるに至った者が生じたときは、それらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を変更する。ただし、第 10 条第５項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 30 日を経過した後においてなされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を変更する。

２　家族加給は、職員が退職し、若しくは解雇されたとき又は職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者若しくはその額を減ずる要件を備えるに至った者が生じたときは、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を停止し、又はその支給額を変更する。

第５章　補則

（欠勤者の給与）

第27条　職員が職員就業規則第17条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該職員に対する本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当（以下これらを「本俸等」という。）は、それぞれ

これらの月額に 12 を乗じ、その額を１年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

２　前項に規定するもののほか、欠勤をした職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（出勤として取り扱われた場合の特例）

第 28 条　前条の規定にかかわらず、職員就業規則第 53 条第２項、第 54 条第４項又は第 55 条第２項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

（休暇の取扱い）

第 29 条　職員就業規則第 21 条に規定する年次有給休暇、職員就業規則第 24 条に規定する特別有給休暇及び職員就業規則第 30 条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

（無給休暇者等の給与）

第 30 条　職員が職員就業規則第 26 条第１項の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する給与は、これらの休暇を受け始めた日からこれらの休暇を終了する日までの間、支給しない。

２　職員が職員就業規則第 26 条第１項及び第 27 条の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する本俸、役職手当及び第 12 条第２項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当は、第 27 条第１項の規定を準用する。

３　前項に規定する職員に対する家族加給、第 12 条第２項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は全額を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、無給休暇を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（介護休業等を受けた職員の給与）

第 31 条　職員が職員就業規則第 28 条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は職員就業規則第 28 条の２の規定による介護短時間勤務（

以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第１項の規定を準用する。

２　前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（病気休暇を受けた職員の給与）

第32条　職員が職員就業規則第29条第１項第１号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等（第３項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から１年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から６月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その本俸等（本俸の月額は基礎月額とする。）の半額を支給する。

２　職員が職員就業規則第 29 条第１項第２号に規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する

３　療養型にあっては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。

４　月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

５　前各項に規定するもののほか、療養型を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（育児休業等を受けた職員の給与）

第33条　職員が職員就業規則第31条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

２　前項の規定にかかわらず、その配偶者が出産した場合で、子の出生日から８週間以内に受けた最初の育児休業（出産後８週間以内に終了するものに限る。）であって、当該育児休業の期間から職員就業規則第 18 条に規定する休日を除いた日数が５日以内であるもの（以下「産後８週以内育児休業」という。）を受ける職員に対する本俸等は、全額を支給する。

３　育児休業を受けた職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額又は昇給を調整することができる。この場合において、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの期間の２分の１に相当する期間（産後８週以内育児休業を受けた職員にあっては、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの全期間）は勤務したものとみなす。

４　月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第 24 条の規定を準用する。

５　職員が職員就業規則第 32 条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第 27 条第１項の規定を準用する。

６　前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける職員及び育児短時間勤務を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（配偶者同行休業を受けた職員の給与）

第33条の２　職員が職員就業規則第32条の２の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、配偶者同行休業を開始する日から配偶者同行休業を終了する日までの間、支給しない。

２　月の初日以外の日から配偶者同行休業を開始する場合及び月の末日以外の日に配偶者同行休業を終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

３　前各項に規定するもののほか、配偶者同行休業を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（休職者の給与）

第 34 条　職員が職員就業規則第 40 条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該職員に対する本俸等（次項に規定する給与を除き、本俸の月額は基礎月額とする。以下この条において同じ。）は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

一　職員就業規則第 40 条第１号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合　100 分の 80

二　職員就業規則第 40 条第２号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合　当該休職期間が満１年に達するまでの期間については 100 分の 80、当該休職期

間が満１年に達した後の期間については 100 分の 60

三　職員就業規則第 40 条第３号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合　次のイ又はロに掲げる場合に応じて、当該イ又はロに定める割合

イ　結核性疾患による休職の場合　100 分の 80

ロ　結核性疾患による場合以外による休職の場合　当該休職期間が満１年に達するまでの期間については 100 分の 80、当該休職期間が満１年に達した期間については 100 分の 60

四　職員就業規則第 40 条第４号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合　100 分の 60

五　職員就業規則第 40 条第５号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合　その都度定める。

２　休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める給与は支給しない。

一　前項第１号から第３号までに掲げる休職を命ぜられた職員　役職手当及び単身赴任手当

二　前項第４号及び第５号に掲げる休職を命ぜられた職員　役職手当、単身赴任手当及び寒冷地手当

３　休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、特別都市手当及び異動手当については、第 12 条第２項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した額を支給する。

４　月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第 24 条の規定を準用する。

５　前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（懲戒の場合の給与）

第 35 条　職員就業規則第 59 条第１項の規定により減給又は停職の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

（１年間の勤務時間）

第 36 条　この規程に定める１年間の勤務時間は、４月１日から翌年の３月 31 日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

（端数計算）

第37条　この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成19年12月20日から施行する。

２　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程第10条第３項の規定並びに別表第１及び第２の本俸表は、平成19年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第４章第４節に定める退職をいう。）をしている職員にあってはこの限りではない。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年６月30日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年12月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成24年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則

この規程は、平成24年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。ただし、別表第６のロの表の改正規定は、平成26年４月14日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 26 年 12 月１日から施行する。

（適用）

2　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第１及び第２の本俸表は、平成 26 年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成 19 年住機規程第 19 号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年２月１日から施行する。

（適用）

2　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第１、第２、第４及び第５の本俸表は、平成 27 年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成 19 年住機規程第 19 号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の一部改正）

2　独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（平成 25 年住機規程第 32 号）の一部を別紙２の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年 12 月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第 29 条及び第 30 条の改正規定　平成 29 年１月１日

二　第 10 条第２項及び第３項の改正規定　平成 29 年４月１日。ただし、平成 30 年３月 31 日までの間にあっては、新規程第 10 条第３項中「家族加給の月額は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とあるのは「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、職員に配偶者がない場合にあっては、前項第２号から第５号までに該当する扶養親族のうち１人については 10,000 円（前項第３号から第５号までに該当する扶養親族の場合は 9,000 円）とする。」、同項第１号中「6,500 円」とあるのは「10,000 円」、同項第２号中「１人につき 10,000 円」とあるのは「１人につき 8,000 円」と読み替えて適用する。

三　第 10 条第５項の改正規定（同項第３号及び第４号を削る部分を除く。）　平成 29 年４月１日

四　第 10 条第５項の改正規定（同項第３号及び第４号を削る部分に限る。）　平成 30 年４月１日

（適用）

２　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）別表第１、第２、第４及び第５の本俸表は、平成 28 年４月１日から適用する。ただし、新規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成 19 年住機規程第 19 号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 29 年 12 月４日から施行する。

（適用）

２　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第１、第２、第４及び第５の本俸表は、平成 29 年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成 19 年住機規程第 19 号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附　則

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成30年12月４日から施行する。

（適用）

２　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第１、別表第２、別表第４及び別表第５の本俸表は、平成 30 年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年７月８日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和元年12月４日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和２年４月１日から施行する。

（適用）

２　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第１、別表第２、別表第４及び別表第５の本俸表は、平成 31 年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和２年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第１又は別表第２の適用を受けていた職員で、この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第４条で適用される本俸月額（以下「新本俸月額」という。）が令和２年９月30 日に適用されていた本俸月額（独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成 19 年住機規程第３号。以下「職種職位規程」という。）第７条に規定する主任調査役（以下単に「主任調査役」という。）にあっては、当該本俸月額に 25,000 円を加算した額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、令和４年９月 30 日までの間に限り旧本俸月額を適用する。

３　旧規程の別表第４又は別表第５の適用を受けていた職員で、新本俸月額が令和２年９月 30 日に適用されていた本俸月額（旧規程の別表第５の３等級の職員にあっては 100 分の 101 を、４等級の職員にあっては 100 分の 102 を当該本俸月額にそれぞれ乗じた額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、新規程の別表第４又は別表第５の適用を受けている間に限り旧本俸月額を適用する。

４　第２項の規定は、この規程の施行の日以後に職種職位規程第８条第１項及び第２項の規定により職種の転換をした職員については、転換の日以後は適用しない。

５　第２項及び第３項の規定は、別表第１及び別表第４の適用を受ける職員で次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める日以後は適用しない。

一　この規程の施行の日において、住宅金融支援機構職員就業規則（平成 19 年住機第 19 号。以下「職員就業規則」という。）第 29 条第１項に規定する療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受けている職員（結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から１年、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から６月を経過している職員に限る。）又は職員就業規則第 40 条に規定する休職（以下「休職」という。）を命じられている職員　この規程の施行の日

二　この規程の施行の日以後に療養型を受けた職員　結核性疾患による療養型にあっては療養型を受け始めた日から１年を経過した日、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から６月を経過した日

三　この規程の施行の日以後に休職を命じられた職員　休職を命じられた日

四　この規程の施行の日以後に独立行政法人住宅金融支援機構セカンドステージ支援規程（平成21年住機規程第　176号）第６条第１項の規定による休職（以下「セカンドステージ支援休職」という。）を命じられた者　セカンドステージ支援休職を命じられた日

6　新規程第４条第３項の規定は、この規程の施行の日前にセカンドステージ支援休職を命じられた職員については、適用しない。

7　令和２年９月30日において主任調査役であった職員が、令和２年10月２日以後に同一本俸表の上位の等級の項に異動した場合における当該異動後に適用される第２項の旧本俸月額の算出に当たっては、同項に規定する 25,000 円の加算は適用しない。

附　則（令和４年住機規程第68号）（抄）

（施行期日）

1　この規程は、令和４年12月１日から施行する。

（適用）

2　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第１、別表第２、別表第４及び別表第５の本俸表は、令和４年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年住機規程第50号）（抄）

（施行期日）

1　この規程は、令和５年12月１日から施行する。

（適用）

3　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程の規定は、令和５年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附　則（令和６年住機規程第57号）

この規程は、令和６年 12 月１日から施行する。

附　則（令和７年住機規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、令和７年２月４日から施行する。

（適用）

３　この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程の別表第１、第２、第４及び第５の規定は、令和６年４月１日から適用する。ただし、この規程の施行の日前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成 19 年住機規程第 19 号）第４章第４節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附　則（令和７年住機規程第31号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　（第４条関係）

総合職本俸表

イ　基礎月額

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額
1	221,410	262,501	325,710	386,152	422,599	482,140	513,238
2	222,810	264,622	327,444	387,412	423,805	482,652	
3	224,210	266,743	329,178	388,672	425,011	483,165	
4	225,610	268,864	330,912	389,932	426,217	483,677	
5	227,010	270,985	332,646	391,192	427,423	484,190	
6	228,410	273,005	334,380	392,452	428,629	484,702	
7	229,810	275,025	336,114	393,712	429,835	485,215	
8	231,210	277,045	337,848	394,972	431,041	485,727	
9	232,610	279,065	339,582	396,232	432,247	486,240	
10	234,010	281,085	341,316	397,492	433,453	486,752	
11	235,410	283,105	343,050	398,752	434,659	487,265	
12	236,810	285,125	344,784	400,012	435,865	487,777	
13	238,210	287,145	346,518	401,272	437,071	488,290	
14	239,610	289,165	348,252	401,902	438,177	488,802	
15	241,010	291,185	349,986	402,532	439,282	489,315	
16	242,410	293,205	351,720	403,162	440,388	489,827	
17	243,810	295,225	353,454	403,792	441,493	490,340	
18	245,210	296,740	355,188	404,422	442,599	490,750	
19	246,610	298,255	356,922	405,052	443,704	491,160	
20	248,010	299,770	358,656	405,682	444,810	491,570	
21	249,410	301,285	360,390	406,312	445,915	491,980	
22	250,610	301,891	362,124	406,942	446,920		
23	251,810	302,497	363,654	407,572	447,925		
24	253,010	303,103	365,184	408,202	448,930		
25	254,210	303,709	366,714	408,832	449,935		
26	255,410	304,315	368,244	409,462	450,639		
27	256,610	304,921	369,774	410,092	451,342		
28	257,810	305,527	371,304	410,722	452,046		
29	259,010	306,133	372,834	411,352	452,749		
30	260,210	306,739	374,364	411,982	453,453		
31	261,410	307,345	375,894	412,612	454,156		
32	262,610	307,951	377,424	413,242	454,860		
33	263,810	308,557	378,954	413,872	455,563		
34	264,810	309,163	380,484	414,502	456,166		
35	265,810	309,769	382,014	415,132	456,769		
36	266,810	310,375	383,544	415,762	457,372		
37	267,810	310,981	385,074	416,392	457,975		
38	268,810	311,486	386,604	417,022	458,578		
39	269,810	311,991	388,134	417,652	459,181		
40	270,810	312,496	389,664	418,282	459,784		
41	271,810	313,001	391,194	418,912	460,387		
42	272,410	313,506	392,724				
43	273,010	314,011	394,254				
44	273,610	314,516	394,764				
45	274,210	315,021	395,274				
46	274,810	315,425	395,784				
47	275,410	315,829	396,294				
48	276,010	316,233	396,804				
49	276,610	316,637	397,314				
50	277,210	316,991	397,824				
51	277,810	317,294	398,283				
52	278,310	317,597	398,742				
53	278,810	317,900	399,201				
54	279,310	318,203	399,660				
55	279,810	318,506	400,068				
56	280,310	318,809	400,476				
57	280,810	319,112	400,884				
58	281,310	319,415	401,292				
59	281,810	319,718	401,700				
60	282,310	320,021	402,108				
61	282,810	320,324	402,312				

ロ　転勤プレミアム月額（基礎月額の15%）

（単位：円）

1	2	3	4	5	6	7
転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額
33,212	39,375	48,857	57,923	63,390	72,321	76,986
33,422	39,693	49,117	58,112	63,571	72,398	
33,632	40,011	49,377	58,301	63,752	72,475	
33,842	40,330	49,637	58,490	63,933	72,552	
34,052	40,648	49,897	58,679	64,113	72,629	
34,262	40,951	50,157	58,868	64,294	72,705	
34,472	41,254	50,417	59,057	64,475	72,782	
34,682	41,557	50,677	59,246	64,656	72,859	
34,892	41,860	50,937	59,435	64,837	72,936	
35,102	42,163	51,197	59,624	65,018	73,013	
35,312	42,466	51,458	59,813	65,199	73,090	
35,522	42,769	51,718	60,002	65,380	73,167	
35,732	43,072	51,978	60,191	65,561	73,244	
35,942	43,375	52,238	60,285	65,727	73,320	
36,152	43,678	52,498	60,380	65,892	73,397	
36,362	43,981	52,758	60,474	66,058	73,474	
36,572	44,284	53,018	60,569	66,224	73,551	
36,782	44,511	53,278	60,663	66,390	73,613	
36,992	44,738	53,538	60,758	66,556	73,674	
37,202	44,966	53,798	60,852	66,722	73,736	
37,412	45,193	54,059	60,947	66,887	73,797	
37,592	45,284	54,319	61,041	67,038		
37,772	45,375	54,548	61,136	67,189		
37,952	45,465	54,778	61,230	67,340		
38,132	45,556	55,007	61,325	67,490		
38,312	45,647	55,237	61,419	67,596		
38,492	45,738	55,466	61,514	67,701		
38,672	45,829	55,696	61,608	67,807		
38,852	45,920	55,925	61,703	67,912		
39,032	46,011	56,155	61,797	68,018		
39,212	46,102	56,384	61,892	68,123		
39,392	46,193	56,614	61,986	68,229		
39,572	46,284	56,843	62,081	68,334		
39,722	46,374	57,073	62,175	68,425		
39,872	46,465	57,302	62,270	68,515		
40,022	46,556	57,532	62,364	68,606		
40,172	46,647	57,761	62,459	68,696		
40,322	46,723	57,991	62,553	68,787		
40,472	46,799	58,220	62,648	68,877		
40,622	46,874	58,450	62,742	68,968		
40,772	46,950	58,679	62,837	69,058		
40,862	47,026	58,909				
40,952	47,102	59,138				
41,042	47,177	59,215				
41,132	47,253	59,291				
41,222	47,314	59,368				
41,312	47,374	59,444				
41,402	47,435	59,521				
41,492	47,496	59,597				
41,582	47,549	59,674				
41,672	47,594	59,742				
41,747	47,640	59,811				
41,822	47,685	59,880				
41,897	47,730	59,949				
41,972	47,776	60,010				
42,047	47,821	60,071				
42,122	47,867	60,133				
42,197	47,912	60,194				
42,272	47,958	60,255				
42,347	48,003	60,316				
42,422	48,049	60,347				

ハ　本俸月額（基礎月額＋転勤プレミアム月額）

（単位：円）

1	2	3	4	5	6	7
本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
254,622	301,876	374,567	444,075	485,989	554,461	590,224
256,232	304,315	376,561	445,524	487,376	555,050	
257,842	306,754	378,555	446,973	488,763	555,640	
259,452	309,194	380,549	448,422	490,150	556,229	
261,062	311,633	382,543	449,871	491,536	556,819	
262,672	313,956	384,537	451,320	492,923	557,407	
264,282	316,279	386,531	452,769	494,310	557,997	
265,892	318,602	388,525	454,218	495,697	558,586	
267,502	320,925	390,519	455,667	497,084	559,176	
269,112	323,248	392,513	457,116	498,471	559,765	
270,722	325,571	394,508	458,565	499,858	560,355	
272,332	327,894	396,502	460,014	501,245	560,944	
273,942	330,217	398,496	461,463	502,632	561,534	
275,552	332,540	400,490	462,187	503,904	562,122	
277,162	334,863	402,484	462,912	505,174	562,712	
278,772	337,186	404,478	463,636	506,446	563,301	
280,382	339,509	406,472	464,361	507,717	563,891	
281,992	341,251	408,466	465,085	508,989	564,363	
283,602	342,993	410,460	465,810	510,260	564,834	
285,212	344,736	412,454	466,534	511,532	565,306	
286,822	346,478	414,449	467,259	512,802	565,777	
288,202	347,175	416,443	467,983	513,958		
289,582	347,872	418,202	468,708	515,114		
290,962	348,568	419,962	469,432	516,270		
292,342	349,265	421,721	470,157	517,425		
293,722	349,962	423,481	470,881	518,235		
295,102	350,659	425,240	471,606	519,043		
296,482	351,356	427,000	472,330	519,853		
297,862	352,053	428,759	473,055	520,661		
299,242	352,750	430,519	473,779	521,471		
300,622	353,447	432,278	474,504	522,279		
302,002	354,144	434,038	475,228	523,089		
303,382	354,841	435,797	475,953	523,897		
304,532	355,537	437,557	476,677	524,591		
305,682	356,234	439,316	477,402	525,284		
306,832	356,931	441,076	478,126	525,978		
307,982	357,628	442,835	478,851	526,671		
309,132	358,209	444,595	479,575	527,365		
310,282	358,790	446,354	480,300	528,058		
311,432	359,370	448,114	481,024	528,752		
312,582	359,951	449,873	481,749	529,445		
313,272	360,532	451,633				
313,962	361,113	453,392				
314,652	361,693	453,979				
315,342	362,274	454,565				
316,032	362,739	455,152				
316,722	363,203	455,738				
317,412	363,668	456,325				
318,102	364,133	456,911				
318,792	364,540	457,498				
319,482	364,888	458,025				
320,057	365,237	458,553				
320,632	365,585	459,081				
321,207	365,933	459,609				
321,782	366,282	460,078				
322,357	366,630	460,547				
322,932	366,979	461,017				
323,507	367,327	461,486				
324,082	367,676	461,955				
324,657	368,024	462,424				
325,232	368,373	462,659				

(注)大学を卒業し、新たに採用された職員の等級及び号俸は１等級１号俸とし、基礎月額は202,609円、転勤プレミアム月額は、30,391円とする。

別表第２　（第４条関係）

エリア総合職本俸表

イ　基礎月額

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額
1	221,410	262,501	325,710	386,152	422,599	482,140	513,238
2	222,810	264,622	327,444	387,412	423,805	482,652	
3	224,210	266,743	329,178	388,672	425,011	483,165	
4	225,610	268,864	330,912	389,932	426,217	483,677	
5	227,010	270,985	332,646	391,192	427,423	484,190	
6	228,410	273,005	334,380	392,452	428,629	484,702	
7	229,810	275,025	336,114	393,712	429,835	485,215	
8	231,210	277,045	337,848	394,972	431,041	485,727	
9	232,610	279,065	339,582	396,232	432,247	486,240	
10	234,010	281,085	341,316	397,492	433,453	486,752	
11	235,410	283,105	343,050	398,752	434,659	487,265	
12	236,810	285,125	344,784	400,012	435,865	487,777	
13	238,210	287,145	346,518	401,272	437,071	488,290	
14	239,610	289,165	348,252	401,902	438,177	488,802	
15	241,010	291,185	349,986	402,532	439,282	489,315	
16	242,410	293,205	351,720	403,162	440,388	489,827	
17	243,810	295,225	353,454	403,792	441,493	490,340	
18	245,210	296,740	355,188	404,422	442,599	490,750	
19	246,610	298,255	356,922	405,052	443,704	491,160	
20	248,010	299,770	358,656	405,682	444,810	491,570	
21	249,410	301,285	360,390	406,312	445,915	491,980	
22	250,610	301,891	362,124	406,942	446,920		
23	251,810	302,497	363,654	407,572	447,925		
24	253,010	303,103	365,184	408,202	448,930		
25	254,210	303,709	366,714	408,832	449,935		
26	255,410	304,315	368,244	409,462	450,639		
27	256,610	304,921	369,774	410,092	451,342		
28	257,810	305,527	371,304	410,722	452,046		
29	259,010	306,133	372,834	411,352	452,749		
30	260,210	306,739	374,364	411,982	453,453		
31	261,410	307,345	375,894	412,612	454,156		
32	262,610	307,951	377,424	413,242	454,860		
33	263,810	308,557	378,954	413,872	455,563		
34	264,810	309,163	380,484	414,502	456,166		
35	265,810	309,769	382,014	415,132	456,769		
36	266,810	310,375	383,544	415,762	457,372		
37	267,810	310,981	385,074	416,392	457,975		
38	268,810	311,486	386,604	417,022	458,578		
39	269,810	311,991	388,134	417,652	459,181		
40	270,810	312,496	389,664	418,282	459,784		
41	271,810	313,001	391,194	418,912	460,387		
42	272,410	313,506	392,724				
43	273,010	314,011	394,254				
44	273,610	314,516	394,764				
45	274,210	315,021	395,274				
46	274,810	315,425	395,784				
47	275,410	315,829	396,294				
48	276,010	316,233	396,804				
49	276,610	316,637	397,314				
50	277,210	316,991	397,824				
51	277,810	317,294	398,283				
52	278,310	317,597	398,742				
53	278,810	317,900	399,201				
54	279,310	318,203	399,660				
55	279,810	318,506	400,068				
56	280,310	318,809	400,476				
57	280,810	319,112	400,884				
58	281,310	319,415	401,292				
59	281,810	319,718	401,700				
60	282,310	320,021	402,108				
61	282,810	320,324	402,312				

ロ　転勤プレミアム月額（なし）

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額
1	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	
8	0	0	0	0	0	0	
9	0	0	0	0	0	0	
10	0	0	0	0	0	0	
11	0	0	0	0	0	0	
12	0	0	0	0	0	0	
13	0	0	0	0	0	0	
14	0	0	0	0	0	0	
15	0	0	0	0	0	0	
16	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
21	0	0	0	0	0	0	
22	0	0	0	0	0		
23	0	0	0	0	0		
24	0	0	0	0	0		
25	0	0	0	0	0		
26	0	0	0	0	0		
27	0	0	0	0	0		
28	0	0	0	0	0		
29	0	0	0	0	0		
30	0	0	0	0	0		
31	0	0	0	0	0		
32	0	0	0	0	0		
33	0	0	0	0	0		
34	0	0	0	0	0		
35	0	0	0	0	0		
36	0	0	0	0	0		
37	0	0	0	0	0		
38	0	0	0	0	0		
39	0	0	0	0	0		
40	0	0	0	0	0		
41	0	0	0	0	0		
42	0	0	0				
43	0	0	0				
44	0	0	0				
45	0	0	0				
46	0	0	0				
47	0	0	0				
48	0	0	0				
49	0	0	0				
50	0	0	0				
51	0	0	0				
52	0	0	0				
53	0	0	0				
54	0	0	0				
55	0	0	0				
56	0	0	0				
57	0	0	0				
58	0	0	0				
59	0	0	0				
60	0	0	0				
61	0	0	0				

ハ　本俸月額（基礎月額＋転勤プレミアム月額）

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	基礎月額
1	221,410	262,501	325,710	386,152	422,599	482,140	513,238
2	222,810	264,622	327,444	387,412	423,805	482,652	
3	224,210	266,743	329,178	388,672	425,011	483,165	
4	225,610	268,864	330,912	389,932	426,217	483,677	
5	227,010	270,985	332,646	391,192	427,423	484,190	
6	228,410	273,005	334,380	392,452	428,629	484,702	
7	229,810	275,025	336,114	393,712	429,835	485,215	
8	231,210	277,045	337,848	394,972	431,041	485,727	
9	232,610	279,065	339,582	396,232	432,247	486,240	
10	234,010	281,085	341,316	397,492	433,453	486,752	
11	235,410	283,105	343,050	398,752	434,659	487,265	
12	236,810	285,125	344,784	400,012	435,865	487,777	
13	238,210	287,145	346,518	401,272	437,071	488,290	
14	239,610	289,165	348,252	401,902	438,177	488,802	
15	241,010	291,185	349,986	402,532	439,282	489,315	
16	242,410	293,205	351,720	403,162	440,388	489,827	
17	243,810	295,225	353,454	403,792	441,493	490,340	
18	245,210	296,740	355,188	404,422	442,599	490,750	
19	246,610	298,255	356,922	405,052	443,704	491,160	
20	248,010	299,770	358,656	405,682	444,810	491,570	
21	249,410	301,285	360,390	406,312	445,915	491,980	
22	250,610	301,891	362,124	406,942	446,920		
23	251,810	302,497	363,654	407,572	447,925		
24	253,010	303,103	365,184	408,202	448,930		
25	254,210	303,709	366,714	408,832	449,935		
26	255,410	304,315	368,244	409,462	450,639		
27	256,610	304,921	369,774	410,092	451,342		
28	257,810	305,527	371,304	410,722	452,046		
29	259,010	306,133	372,834	411,352	452,749		
30	260,210	306,739	374,364	411,982	453,453		
31	261,410	307,345	375,894	412,612	454,156		
32	262,610	307,951	377,424	413,242	454,860		
33	263,810	308,557	378,954	413,872	455,563		
34	264,810	309,163	380,484	414,502	456,166		
35	265,810	309,769	382,014	415,132	456,769		
36	266,810	310,375	383,544	415,762	457,372		
37	267,810	310,981	385,074	416,392	457,975		
38	268,810	311,486	386,604	417,022	458,578		
39	269,810	311,991	388,134	417,652	459,181		
40	270,810	312,496	389,664	418,282	459,784		
41	271,810	313,001	391,194	418,912	460,387		
42	272,410	313,506	392,724				
43	273,010	314,011	394,254				
44	273,610	314,516	394,764				
45	274,210	315,021	395,274				
46	274,810	315,425	395,784				
47	275,410	315,829	396,294				
48	276,010	316,233	396,804				
49	276,610	316,637	397,314				
50	277,210	316,991	397,824				
51	277,810	317,294	398,283				
52	278,310	317,597	398,742				
53	278,810	317,900	399,201				
54	279,310	318,203	399,660				
55	279,810	318,506	400,068				
56	280,310	318,809	400,476				
57	280,810	319,112	400,884				
58	281,310	319,415	401,292				
59	281,810	319,718	401,700				
60	282,310	320,021	402,108				
61	282,810	320,324	402,312				

別表第４　（第４条関係）

専任職本俸表

イ　基礎月額

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額
1	214,768	254,626	315,939	374,567	409,921	467,676	497,841
2	216,126	256,683	317,621	375,790	411,091	468,172	
3	217,484	258,741	319,303	377,012	412,261	468,670	
4	218,842	260,798	320,985	378,234	413,430	469,167	
5	220,200	262,855	322,667	379,456	414,600	469,664	
6	221,558	264,815	324,349	380,678	415,770	470,161	
7	222,916	266,774	326,031	381,901	416,940	470,659	
8	224,274	268,734	327,713	383,123	418,110	471,155	
9	225,632	270,693	329,395	384,345	419,280	471,653	
10	226,990	272,652	331,077	385,567	420,449	472,149	
11	228,348	274,612	332,759	386,789	421,619	472,647	
12	229,706	276,571	334,110	388,012	422,789	473,144	
13	231,064	278,531	336,122	389,234	423,959	473,641	
14	232,422	280,490	337,804	389,845	425,032	474,138	
15	233,780	282,449	339,486	390,456	426,104	474,636	
16	235,138	284,409	341,168	391,067	427,176	475,132	
17	236,496	286,368	342,850	391,678	428,248	475,630	
18	237,854	287,838	344,532	392,289	429,321	476,028	
19	239,212	289,307	346,214	392,900	430,393	476,425	
20	240,570	290,777	347,896	393,512	431,466	476,823	
21	241,928	292,246	349,578	394,123	432,538	477,221	
22	243,092	292,834	351,260	394,734	433,512		
23	244,256	293,422	352,744	395,345	434,487		
24	245,420	294,010	354,228	395,956	435,462		
25	246,584	294,598	355,713	396,567	436,437		
26	247,748	295,186	357,197	397,178	437,120		
27	248,912	295,773	358,681	397,789	437,802		
28	250,076	296,361	360,165	398,400	438,485		
29	251,240	296,949	361,649	399,011	439,167		
30	252,404	297,537	363,133	399,623	439,849		
31	253,568	298,125	364,617	400,234	440,531		
32	254,732	298,712	366,101	400,845	441,214		
33	255,896	299,300	367,585	401,456	441,896		
34	256,866	299,888	369,069	402,067	442,481		
35	257,836	300,476	370,551	402,678	443,066		
36	258,806	301,064	372,038	403,289	443,651		
37	259,776	301,652	373,522	403,900	444,236		
38	260,746	302,141	375,006	404,511	444,821		
39	261,716	302,631	376,490	405,122	445,406		
40	262,686	303,121	377,974	405,734	445,990		
41	263,656	303,611	379,458	406,345	446,575		
42	264,238	304,101	380,942				
43	264,820	304,591	382,426				
44	265,402	305,081	382,921				
45	265,984	305,570	383,416				
46	266,566	305,962	383,910				
47	267,148	306,354	384,405				
48	267,730	306,746	384,900				
49	268,312	307,138	385,395				
50	268,894	307,481	385,889				
51	269,476	307,775	386,335				
52	269,961	308,069	386,780				
53	270,446	308,363	387,225				
54	270,931	308,657	387,670				
55	271,416	308,951	388,066				
56	271,901	309,245	388,162				
57	272,386	309,539	388,857				
58	272,871	309,833	389,253				
59	273,356	310,126	389,649				
60	273,841	310,420	390,045				
61	274,326	310,714	390,243				

ロ　転勤プレミアム月額（基礎月額の15%）

（単位：円）

1	2	3	4	5	6	7
転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額
32,215	38,194	47,391	56,186	61,488	70,151	74,676
32,419	38,503	47,643	56,368	61,664	70,227	
32,623	38,810	47,895	56,552	61,839	70,301	
32,826	39,120	48,148	56,735	62,016	70,375	
33,030	39,429	48,400	56,919	62,190	70,450	
33,234	39,722	48,652	57,102	62,365	70,524	
33,438	40,017	48,904	57,285	62,541	70,598	
33,641	40,310	49,156	57,468	62,716	70,673	
33,845	40,604	49,408	57,652	62,891	70,748	
34,049	40,899	49,661	57,836	63,068	70,823	
34,252	41,192	49,914	58,019	63,243	70,897	
34,456	41,486	50,167	58,202	63,419	70,972	
34,660	41,779	50,419	58,385	63,594	71,047	
34,863	42,074	50,671	58,476	63,755	71,120	
35,067	42,368	50,923	58,569	63,915	71,195	
35,271	42,661	51,176	58,660	64,077	71,270	
35,475	42,956	51,428	58,752	64,237	71,344	
35,678	43,175	51,680	58,843	64,398	71,404	
35,882	43,396	51,932	58,936	64,559	71,464	
36,086	43,617	52,184	59,026	64,720	71,524	
36,289	43,838	52,438	59,118	64,880	71,583	
36,464	43,926	52,690	59,210	65,027		
36,639	44,014	52,912	59,302	65,174		
36,813	44,101	53,135	59,393	65,320		
36,988	44,189	53,356	59,485	65,465		
37,162	44,277	53,580	59,577	65,568		
37,337	44,366	53,802	59,669	65,670		
37,512	44,454	54,025	59,760	65,772		
37,686	44,542	54,247	59,852	65,874		
37,861	44,631	54,470	59,943	65,978		
38,035	44,719	54,693	60,035	66,080		
38,210	44,808	54,916	60,126	66,182		
38,385	44,896	55,138	60,218	66,284		
38,530	44,983	55,361	60,310	66,372		
38,676	45,071	55,583	60,402	66,459		
38,821	45,159	55,806	60,493	66,548		
38,967	45,247	56,028	60,585	66,635		
39,112	45,322	56,251	60,677	66,723		
39,258	45,395	56,473	60,769	66,810		
39,403	45,468	56,697	60,859	66,899		
39,549	45,541	56,919	60,952	66,987		
39,636	45,615	57,142				
39,723	45,689	57,364				
39,810	45,761	57,439				
39,898	45,836	57,512				
39,985	45,895	57,587				
40,072	45,953	57,661				
40,160	46,012	57,735				
40,247	46,071	57,809				
40,334	46,123	57,884				
40,422	46,166	57,949				
40,494	46,211	58,016				
40,567	46,254	58,084				
40,640	46,298	58,151				
40,713	46,343	58,210				
40,785	46,386	58,269				
40,858	46,431	58,329				
40,931	46,474	58,388				
41,004	46,520	58,447				
41,076	46,563	58,506				
41,149	46,608	58,536				

ハ　本俸月額（基礎月額＋転勤プレミアム月額）

（単位：円）

1	2	3	4	5	6	7
本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
246,983	292,820	363,330	430,753	471,409	537,827	572,517
248,545	295,186	365,264	432,158	472,755	538,399	
250,107	297,551	367,198	433,564	474,100	538,971	
251,668	299,918	369,133	434,969	475,446	539,542	
253,230	302,284	371,067	436,375	476,790	540,114	
254,792	304,537	373,001	437,780	478,135	540,685	
256,354	306,791	374,935	439,186	479,481	541,257	
257,915	309,044	376,869	440,591	480,826	541,828	
259,477	311,297	378,803	441,997	482,171	542,401	
261,039	313,551	380,738	443,403	483,517	542,972	
262,600	315,804	382,673	444,808	484,862	543,544	
264,162	318,057	384,607	446,214	486,208	544,116	
265,724	320,310	386,541	447,619	487,553	544,688	
267,285	322,564	388,475	448,321	488,787	545,258	
268,847	324,817	390,409	449,025	490,019	545,831	
270,409	327,070	392,344	449,727	491,253	546,402	
271,971	329,324	394,278	450,430	492,485	546,974	
273,532	331,013	396,212	451,132	493,719	547,432	
275,094	332,703	398,146	451,836	494,952	547,889	
276,656	334,394	400,080	452,538	496,186	548,347	
278,217	336,084	402,016	453,241	497,418	548,804	
279,556	336,760	403,950	453,944	498,539		
280,895	337,436	405,656	454,647	499,661		
282,233	338,111	407,363	455,349	500,782		
283,572	338,787	409,069	456,052	501,902		
284,910	339,463	410,777	456,755	502,688		
286,249	340,139	412,483	457,458	503,472		
287,588	340,815	414,190	458,160	504,257		
288,926	341,491	415,896	458,863	505,041		
290,265	342,168	417,603	459,566	505,827		
291,603	342,844	419,310	460,269	506,611		
292,942	343,520	421,017	460,971	507,396		
294,281	344,196	422,723	461,674	508,180		
295,396	344,871	424,430	462,377	508,853		
296,512	345,547	426,137	463,080	509,525		
297,627	346,223	427,844	463,782	510,199		
298,743	346,899	429,550	464,485	510,871		
299,858	347,463	431,257	465,188	511,544		
300,974	348,026	432,963	465,891	512,216		
302,089	348,589	434,671	466,593	512,889		
303,205	349,152	436,377	467,297	513,562		
303,874	349,716	438,084				
304,543	350,280	439,790				
305,212	350,842	440,360				
305,882	351,406	440,928				
306,551	351,857	441,497				
307,220	352,307	442,066				
307,890	352,758	442,635				
308,559	353,209	443,204				
309,228	353,604	443,773				
309,898	353,941	444,284				
310,455	354,280	444,796				
311,013	354,617	445,309				
311,571	354,955	445,821				
312,129	355,294	446,276				
312,686	355,631	446,731				
313,244	355,970	447,186				
313,802	356,307	447,641				
314,360	356,646	448,096				
314,917	356,983	448,551				
315,475	357,322	448,779				

別表第５　（第４条関係）

エリア専任職本俸表

イ　基礎月額

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額
1	214,768	254,626	315,939	374,567	409,921	467,676	497,841
2	216,126	256,683	317,621	375,790	411,091	468,172	
3	217,484	258,741	319,303	377,012	412,261	468,670	
4	218,842	260,798	320,985	378,234	413,430	469,167	
5	220,200	262,855	322,667	379,456	414,600	469,664	
6	221,558	264,815	324,349	380,678	415,770	470,161	
7	222,916	266,774	326,031	381,901	416,940	470,659	
8	224,274	268,734	327,713	383,123	418,110	471,155	
9	225,632	270,693	329,395	384,345	419,280	471,653	
10	226,990	272,652	331,077	385,567	420,449	472,149	
11	228,348	274,612	332,759	386,789	421,619	472,647	
12	229,706	276,571	334,440	388,012	422,789	473,144	
13	231,064	278,531	336,122	389,234	423,959	473,641	
14	232,422	280,490	337,804	389,845	425,032	474,138	
15	233,780	282,449	339,486	390,456	426,104	474,636	
16	235,138	284,409	341,168	391,067	427,176	475,132	
17	236,496	286,368	342,850	391,678	428,248	475,630	
18	237,854	287,838	344,532	392,289	429,321	476,028	
19	239,212	289,307	346,214	392,900	430,393	476,425	
20	240,570	290,777	347,896	393,512	431,466	476,823	
21	241,928	292,246	349,578	394,123	432,538	477,221	
22	243,092	292,834	351,260	394,734	433,512		
23	244,256	293,422	352,744	395,345	434,487		
24	245,420	294,010	354,228	395,956	435,462		
25	246,584	294,598	355,713	396,567	436,437		
26	247,748	295,186	357,197	397,178	437,120		
27	248,912	295,773	358,681	397,789	437,802		
28	250,076	296,361	360,165	398,400	438,485		
29	251,240	296,949	361,649	399,011	439,167		
30	252,404	297,537	363,133	399,623	439,849		
31	253,568	298,125	364,617	400,234	440,531		
32	254,732	298,712	366,101	400,845	441,214		
33	255,896	299,300	367,585	401,456	441,896		
34	256,866	299,888	369,069	402,067	442,481		
35	257,836	300,476	370,554	402,678	443,066		
36	258,806	301,064	372,038	403,289	443,651		
37	259,776	301,652	373,522	403,900	444,236		
38	260,746	302,141	375,006	404,511	444,821		
39	261,716	302,631	376,490	405,122	445,406		
40	262,686	303,121	377,974	405,734	445,990		
41	263,656	303,611	379,458	406,345	446,575		
42	264,238	304,101	380,942				
43	264,820	304,591	382,426				
44	265,402	305,081	382,921				
45	265,984	305,570	383,416				
46	266,566	305,962	383,910				
47	267,148	306,354	384,405				
48	267,730	306,746	384,900				
49	268,312	307,138	385,395				
50	268,894	307,481	385,889				
51	269,476	307,775	386,335				
52	269,961	308,069	386,780				
53	270,446	308,363	387,225				
54	270,931	308,657	387,670				
55	271,416	308,951	388,066				
56	271,901	309,245	388,462				
57	272,386	309,539	388,857				
58	272,871	309,833	389,253				
59	273,356	310,126	389,649				
60	273,841	310,420	390,045				
61	274,326	310,714	390,243				

ロ　転勤プレミアム月額（なし）

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	転勤プレミアム月額	基礎月額
1	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	
8	0	0	0	0	0	0	
9	0	0	0	0	0	0	
10	0	0	0	0	0	0	
11	0	0	0	0	0	0	
12	0	0	0	0	0	0	
13	0	0	0	0	0	0	
14	0	0	0	0	0	0	
15	0	0	0	0	0	0	
16	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
21	0	0	0	0	0	0	
22	0	0	0	0	0		
23	0	0	0	0	0		
24	0	0	0	0	0		
25	0	0	0	0	0		
26	0	0	0	0	0		
27	0	0	0	0	0		
28	0	0	0	0	0		
29	0	0	0	0	0		
30	0	0	0	0	0		
31	0	0	0	0	0		
32	0	0	0	0	0		
33	0	0	0	0	0		
34	0	0	0	0	0		
35	0	0	0	0	0		
36	0	0	0	0	0		
37	0	0	0	0	0		
38	0	0	0	0	0		
39	0	0	0	0	0		
40	0	0	0	0	0		
41	0	0	0	0	0		
42	0	0	0				
43	0	0	0				
44	0	0	0				
45	0	0	0				
46	0	0	0				
47	0	0	0				
48	0	0	0				
49	0	0	0				
50	0	0	0				
51	0	0	0				
52	0	0	0				
53	0	0	0				
54	0	0	0				
55	0	0	0				
56	0	0	0				
57	0	0	0				
58	0	0	0				
59	0	0	0				
60	0	0	0				
61	0	0	0				

ハ　本俸月額（基礎月額＋転勤プレミアム月額）

（単位：円）

号俸＼等級	1	2	3	4	5	6	7
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	基礎月額
1	214,768	254,626	315,939	374,567	409,921	467,676	497,841
2	216,126	256,683	317,621	375,790	411,091	468,172	
3	217,484	258,741	319,303	377,012	412,261	468,670	
4	218,842	260,798	320,985	378,234	413,430	469,167	
5	220,200	262,855	322,667	379,456	414,600	469,664	
6	221,558	264,815	324,349	380,678	415,770	470,161	
7	222,916	266,774	326,031	381,901	416,940	470,659	
8	224,274	268,734	327,713	383,123	418,110	471,155	
9	225,632	270,693	329,395	384,345	419,280	471,653	
10	226,990	272,652	331,077	385,567	420,449	472,149	
11	228,348	274,612	332,759	386,789	421,619	472,647	
12	229,706	276,571	334,440	388,012	422,789	473,144	
13	231,064	278,531	336,122	389,234	423,959	473,641	
14	232,422	280,490	337,804	389,845	425,032	474,138	
15	233,780	282,449	339,486	390,456	426,104	474,636	
16	235,138	284,409	341,168	391,067	427,176	475,132	
17	236,496	286,368	342,850	391,678	428,248	475,630	
18	237,854	287,838	344,532	392,289	429,321	476,028	
19	239,212	289,307	346,214	392,900	430,393	476,425	
20	240,570	290,777	347,896	393,512	431,466	476,823	
21	241,928	292,246	349,578	394,123	432,538	477,221	
22	243,092	292,834	351,260	394,734	433,512		
23	244,256	293,422	352,744	395,345	434,487		
24	245,420	294,010	354,228	395,956	435,462		
25	246,584	294,598	355,713	396,567	436,437		
26	247,748	295,186	357,197	397,178	437,120		
27	248,912	295,773	358,681	397,789	437,802		
28	250,076	296,361	360,165	398,400	438,485		
29	251,240	296,949	361,649	399,011	439,167		
30	252,404	297,537	363,133	399,623	439,849		
31	253,568	298,125	364,617	400,234	440,531		
32	254,732	298,712	366,101	400,845	441,214		
33	255,896	299,300	367,585	401,456	441,896		
34	256,866	299,888	369,069	402,067	442,481		
35	257,836	300,476	370,554	402,678	443,066		
36	258,806	301,064	372,038	403,289	443,651		
37	259,776	301,652	373,522	403,900	444,236		
38	260,746	302,141	375,006	404,511	444,821		
39	261,716	302,631	376,490	405,122	445,406		
40	262,686	303,121	377,974	405,734	445,990		
41	263,656	303,611	379,458	406,345	446,575		
42	264,238	304,101	380,942				
43	264,820	304,591	382,426				
44	265,402	305,081	382,921				
45	265,984	305,570	383,416				
46	266,566	305,962	383,910				
47	267,148	306,354	384,405				
48	267,730	306,746	384,900				
49	268,312	307,138	385,395				
50	268,894	307,481	385,889				
51	269,476	307,775	386,335				
52	269,961	308,069	386,780				
53	270,446	308,363	387,225				
54	270,931	308,657	387,670				
55	271,416	308,951	388,066				
56	271,901	309,245	388,462				
57	272,386	309,539	388,857				
58	272,871	309,833	389,253				
59	273,356	310,126	389,649				
60	273,841	310,420	390,045				
61	274,326	310,714	390,243				

別表第６（第 11 条関係）

イ　第 11 条第１項第１号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
審議役、部長及び支店長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	180,000 円を限度として役員が実施細則に定める額
副部長、副支店長及びグループ長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	120,000 円を限度として役員が実施細則に定める額
推進役	75,000 円を限度として役員が実施細則に定める額
独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成 19 年住機規程第３号。以下「職種職位規程」という。）第７条に規定する専門上席参事役の職務を行う職	120,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門上席参事役補の職務を行う職	100,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門参事役の職務を行う職	90,000 円

ロ　第 11 条第１項第２号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成 19 年住機規程第２号。以下「組織規程」という。）第 22 条に規定する総括の職務を行う職	20,000 円
組織規程第 23 条に規定する業務主任の職務を行う職	10,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門主任調査役又は専門調査役の職務を行う職	30,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門副調査役又は専門係員の職務を行う職	20,000 円

ハ　第 11 条第１項第３号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
組織規程第 23 条の２に規定する補佐役の職務を行う職	60,000 円
組織規程第 23 条の３に規定する特別専任の職務を行う職	10,000 円 ただし、その職務の状況に鑑みて総務人事部長が個別に認める場合にあっては 15,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門上席専任役、専門上席専任役補又は専門専任役の職務を行う職	60,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門主任調査役又は専門調査役の職務を行う職	30,000 円
職種職位規程第７条に規定する専門副調査役又は専門係員の職務を行う職	20,000 円